

狛江市一時多量ごみ収集運搬事業運用方法について

家庭にある物品の整理、分別及び敷地内からの搬出、中間処理施設への収集運搬を一括して行う許可を発出した。

1. 許可要件

- (1) 狛江市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する要件を満たしていること。
- (2) 自己所有の車両で塵芥車・平ボディーを有していること。
- (3) 廃棄物の分別・搬出・運搬作業を請け負えること。
- (4) 事業を的確かつ継続的に行う実績を有すること。

2. 許可品目

- ① 可燃ごみ ② 不燃ごみ ③ 粗大ごみ

引越しや遺品整理などで緊急に処理する必要がある一般廃棄物。

※市で一時多量ごみと判断したものに関して、許可業者が対応する。

3. 許可業者

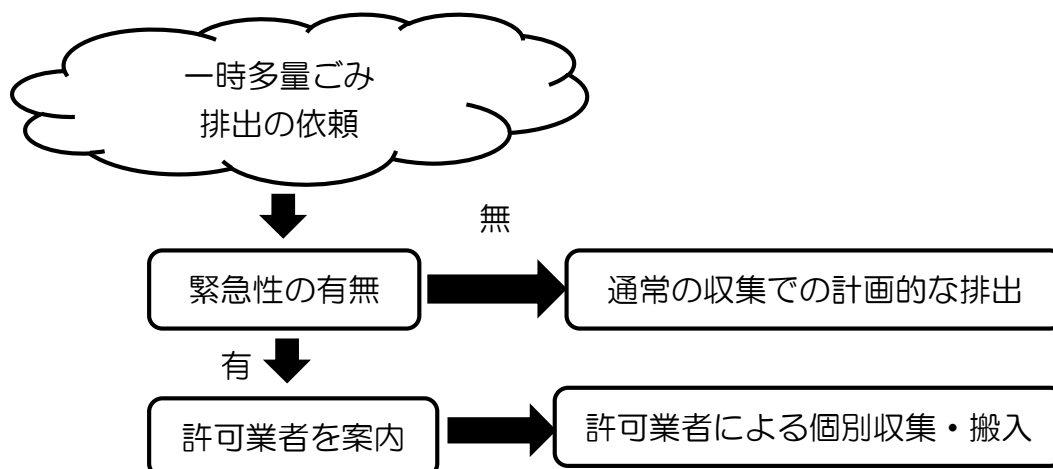
高橋商事株式会社

株式会社加藤商事

4. 料 金

整理・分別作業	市民（排出者）と業者間での契約
収集・運搬	市民（排出者）と業者間での契約
処分料 <small>（クリーンセンター多摩川への搬入）</small>	33 円/kg（狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例第 49 条第 1 項別表第 1）

5. 運用方法



※緊急性：時間的制約、衛生上の問題、搬出する量等から判断

6. 一時多量ごみ対応フロー

受付①	市民（排出者）⇔清掃課	市民から電話等で清掃課（以下「市」とする）に問合せ・相談を受ける。緊急性が認められる場合は下記の受付処理をする。
受付②	市民（排出者）⇔清掃課	<p>《①で許可業者収集に該当する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所・氏名・電話番号・品目を聞き取り「狛江市一時多量ごみ受付台帳」に記入する。「1. 狛江市一時多量ごみ収集運搬事業利用申請書、2. 排出者の住所を確認できる公的身分証明書や住民票、公共料金の請求書等の写し」の提出の案内。 ・提出時、受付番号を発行して、許可業者の連絡先を案内する。
見積・契約	市民（排出者）⇔許可業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が許可業者へ連絡し、受付番号を伝え、分別・搬出・収集・運搬の作業見積と収集日を双方で合意した後に契約を締結。
受付③	許可業者⇔清掃課	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者から市に「狛江市一時多量ごみ受注連絡書」を提出。（FAX可） ・市は、「狛江市一時多量ごみ受注連絡書」の内容を、市民から提出された「狛江市一時多量ごみ収集運搬事業利用申請書」に契約内容を記入。
報告・手数料	許可業者⇔清掃課	<ul style="list-style-type: none"> ・収集、運搬、搬入を行った翌月5日までに「廃棄物等処理実績報告書（第28号様式）」を清掃課に提出する。 ・清掃課は、搬入実績に基づき、廃棄物手数料（33円/kg）を徴収する。

7. 許可業者の注意事項（受付・収集・運搬等）

項目	注意事項等
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの依頼には、最初に受付番号を確認すること。 ・受付番号のない市民には、清掃課に連絡するように案内すること。
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う現地での打ち合わせ等を実施後に、作業見積を作成すること。 ・契約終了後、「狛江市一時多量ごみ受注連絡書」に必要事項を記入し、清掃課に提出する。
収集・運搬等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に十分配慮し、騒音や悪臭などが発生しないように注意して作業を行うこと。 ・ごみリサイクルカレンダーの区分に従い、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等の分別すること。 ・可燃ごみ・不燃ごみは、透明または半透明の袋で収集すること。（指定収集袋は使用しない） ・収集する品目が複数ある場合は、平ボディーやコンテナ車を使用すること。（塵芥車（パッカー車）不可） ・クリーンセンター多摩川には、品目ごとに搬入すること。